

IPアドレス割り当て管理業務における 「個人情報保護に関する法律」への 対応について

2005年1月24日

(社)日本ネットワークインフォメーションセンター
IP事業部

はじめに

- 個人情報保護に関する法律(以下、「法律」という)が2005年4月1日より全面施行
- 法律は「個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護」することを目的としている
- IPアドレス管理業務に関連して取り扱う情報について、必要となる対応を確認し、準備を進める
 - JPNICとしての対応
 - 指定事業者にお問い合わせする事項

ご説明内容

- 本日のご説明内容
 - 法律で求められる対応
 - JPNICにおける対応の方針
 - 指定事業者の皆様への依頼事項
 - 文書等の改訂
 - サービス・業務の変更
 - スケジュール

法律で求められる対応

対応を求められる者

- 個人情報取扱事業者
 - 個人情報データベース等を事業の用に供するもの
 - 過去6ヶ月以内のいずれの日においても**5000人分**を超えない者は除外
 - 政令第507号「個人情報の保護に関する法律施行令」より
- JPNICは個人情報取扱事業者に該当
- 指定事業者は
 - 規模によって、個人情報取扱事業者に該当する
 - 個人情報取扱事業者に該当しない指定事業者についても、IPアドレス割当管理業務を行うため、JPNICとの契約上ご対応いただきたい事項があります

法律に定められる 個人情報取扱事業者の義務(1)

1. **利用目的の特定利用目的による制限(15条・16条)**
 - 個人情報を取り扱うに当たり、その利用目的をできる限り特定
 - 特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えた個人情報の取り扱いの原則禁止
2. **適正な取得、取得に際しての利用目的の通知等(17条、18条)**
 - 偽りその他不正の手段による個人情報の取得の禁止
 - 個人情報を取得した際の利用目的の通知又は公表
 - 本人から直接個人情報を取得する場合の利用目的の明示
3. **データ内容の最新性の確保の努力(19条)**
 - 利用目的の達成に必要な範囲内で個人データの正確性、最新性を確保
4. **安全管理措置、従業員・委託先の監督(20条～22条)**
 - 個人データの安全管理のために必要かつ適切な措置、従業員・委託先に対する、必要かつ適切な監督

法律に定められる 個人情報取扱事業者の義務(2)

5. 第三者提供の制限(23条)

- 本人の同意を得ない個人データの第三者提供の原則禁止
- 本人の求めに応じて第三者提供を停止することとしており、その旨その他一定の事項を通知等しているときは第三者提供が可能
- 委託の場合、合併等の場合、特定の者との共同利用の場合(共同利用する旨その他一定の事項を通知等している場合)は第三者提供とみなされない

6. 公表等、開示、訂正等、利用停止等(24条～27条)

- 保有個人データの利用目的、開示等に必要な手続等についての公表等
- 保有個人データの本人からの求めに応じ、開示、訂正等、利用停止等

7. 苦情の処理(31条)

- 個人情報の取り扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理

JPNICにおける対応の方針

JPNICの基本方針

- 法令を遵守
- インターネットレジストリとしての「登録情報公開の原則」は現時点では維持
 - WHOISによる登録情報の公開については国際的にも対応が検討されている
 - JPNICでも、近年、国内でWHOISに関する議論の場を持つなどして来たが、変更等を行なうという結論には達していない
 - 引き続き議論を進め、今後の方針の形成を目指す

現時点では、法対応に必要な規則、サービス・業務等の見直しを行なう

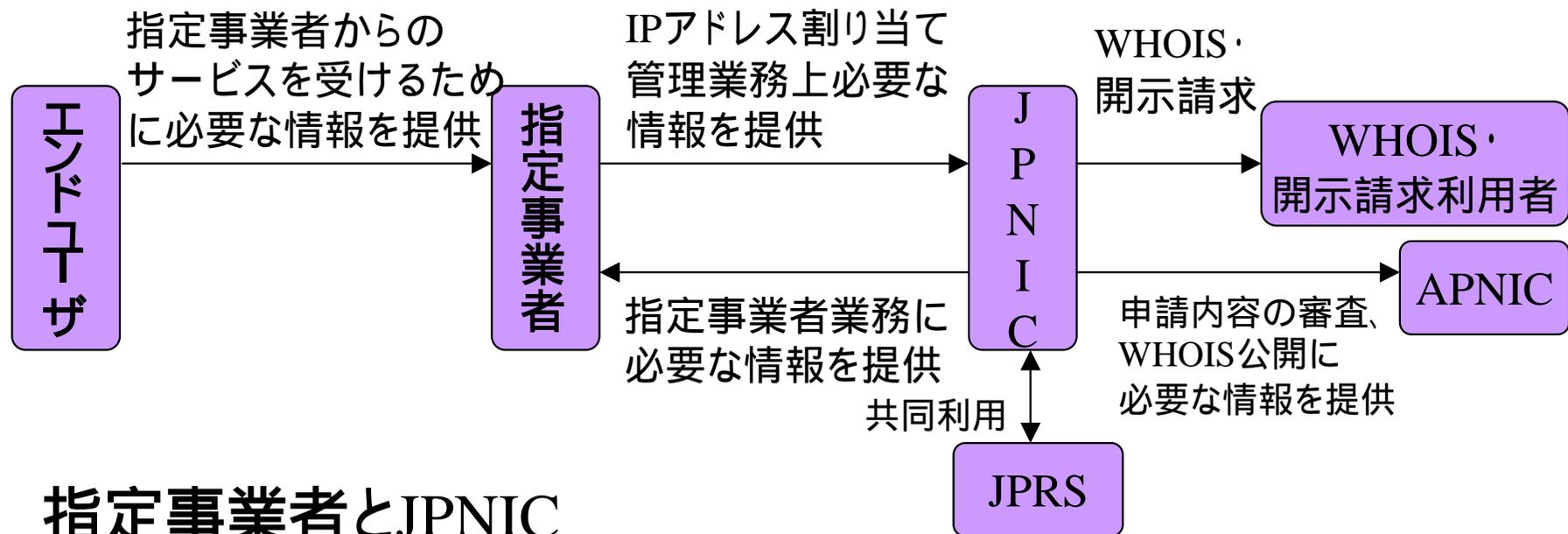
JPNICの利用目的の特異性

- WHOISによる登録情報の公開を利用目的に含む点において、法律が想定している一般的な企業における情報の取り扱いとは異なる
 - だからこそ、利用目的や取り扱いについて情報主体に同意を得た上で収集することが重要

登録情報等と個人情報

- IP割り当て管理業務遂行のために提供を受けた登録情報等全体に関して、個人情報と同じ取り扱いをする
 - 業務上取り扱う情報には担当者、割り当て先、電子メールアドレス等の個人名を含む場合がある
 - 項目ごとに個人情報か否かを定義することは難しい
 - 同じ項目に個人情報に当たる内容が登録されることもある
 - 個人情報に当たらない内容が登録されることもある
 - 法律・各省庁のガイドライン等においても、個人情報の定義は曖昧

IPアドレス割り当て等における情報の取り扱いに関する関連組織の位置付け(1)



指定事業者とJPNIC

- 指定事業者はJPNICへ個人情報を含む情報を提供している
- 指定事業者はJPNICの個人情報取扱委託先ではない(10月7日の説明からの訂正)
 - 法律における「委託」は個人情報の取り扱いそのものを委託すること
 - 指定事業者は自己のサービスの一部としてIPアドレスの割り当てを行っており、そこで取得した情報のうち、割り当て報告等で必要な情報をJPNICに提供する

IPアドレス割り当て等における情報の 取り扱いに関する関連組織の位置付け(2)

- JPNICとJPRS
 - IPアドレス等の担当者情報は、引き続きJPRSの属性型JPドメイン名の担当者情報と共同利用を行なう
 - 将来的にサービスの独立性を高め、その中で共同利用を解消する予定
 - WHOISはIPアドレス等のWHOISとドメイン名のWHOISの分離を予定(後述)
 - ただし、利用者の利便性を損なわないため、双方のWHOISを検索することができるインターフェースを共同で運用する
- JPNICとAPNIC
 - JPNICは提供を受けた情報の一部をAPNICへ提供
 - APNICへ情報を提供することを利用目的の一部として規定、提供する項目を提示
 - 現在、APNICは配下の割り当てまでの情報を集中管理しているが、その必要性について議論し、今後の方向性を決めていく

法律上の各規定に対する JPNICの対応(1)

1. **利用目的の特定、利用目的による制限(15条・16条)**
規則への利用目的の明記、文書の公開
2. **適正な取得、取得に際しての利用目的の通知等(17条、18条)**
文書への利用目的の明記、文書の公開
指定事業者における本人への説明、同意を得たうえでの情報取得
3. **データ内容の最新性・正確性の確保(19条)**
登録情報の変更手続きの提供
4. **安全管理措置、従業員・委託先の監督(20条～22条)**
内部管理の徹底

法律上の各規定に対する JPNICの対応(2)

5. 第三者提供の制限(23条)

規則への第三者提供の制限の明記

6. 公表等、開示、訂正等、利用停止等(24条～27条)

規則等への手続きの明記、公開

本人からの第三者提供停止要求に対しては、変更等による対応が難しい場合にはサービス停止をもって対応

7. 苦情の処理(31条)

苦情対応窓口を設置、個人情報管理責任者を設置、対応体制を整備

指定事業者の皆様への 依頼事項

指定事業者契約上の要請事項

- JPNICが指定事業者に依頼する事項は以下の2点
 - 利用目的の特定・通知・公表、割り当て先等情報主体からの同意の取得
 - 登録情報の正確性・最新性の確保

利用目的の特定・通知・公表、割り当て 先等情報主体からの同意の取得

- 情報取得時
 - 取得時に示す利用目的に「IPアドレス割り当て管理業務のためにJPNICに提供する情報を含んでいること」を含める
 - JPNICへの提供項目を提示する
 - 上記利用目的に同意を得た上で情報を取得、JPNICへの手続きを行う
 - 上記利用目的について、常に最新の情報をユーザが確認できる状態に置く
- 既存の登録情報について
 - 既に登録されている情報について、同意の取り直しは不要
 - WHOIS公開については利用目的としてWebで公開している
 - 必要に応じて修正・削除をもって対応する

登録情報の正確性・最新性の確保

- ユーザに対し、自己の登録情報に変更があった場合には、指定事業者への情報の更新手続きを行ってもらうようにする
- ユーザから情報の更新手続きが行われたら、速やかにJPNICへの登録情報更新手続きを行ない、手続き完了後、その旨ユーザに伝える

文書等の改定

情報取り扱いに関するドキュメント等

- I. 「IPアドレスの割り当て等に関する規則」
- II. 「JPNICのIPアドレス割当管理業務における情報の取り扱い等に関する規則」(以下、「情報取扱規則」)
- III. 「公開・開示対象情報一覧」
- IV. 「情報の取り扱い等に関するガイドライン」(仮称)

指定事業者契約そのものの変更、再締結はしません。

情報取り扱いに関するドキュメント等

	文書名	規定している内容	法律上の義務規定(P14～15)との対応
	「IPアドレスの割り当て等に関する規則」	情報の取扱いに関しては文書にて定めることを規定	2
	「JPNICのIPアドレス割当管理業務における情報の取り扱い等に関する規則」 (以下、「情報取扱規則」)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 収集する情報の利用目的、その他取扱いに関する事項を規定 ・ 公開・開示情報については文書に定めることを規定 	1、2、5、6
	「公開・開示対象情報一覧」	登録情報のうち、公開・開示する項目の一覧を定めたもの	5
	「情報の取り扱い等に関するガイドライン」(仮称)	情報の取り扱いに関して、特に指定事業者の皆様をお願いしたい事項等についてまとめたもの	2、3、6

「IPアドレスの割り当て等に関する規則」の変更概要

- 本規則とは別に「情報取扱規則」を定め、IPアドレス割り当て管理業務における情報の取り扱いについてはそちらを参照させる構成とすることを明記
- 指定事業者がエンドユーザからIP割り当て管理業務に必要な情報を取得するときは、その情報がJPNICに提供され、「情報取扱規則」に基づいて取り扱われることについて、当該情報の情報主体から同意を得ておかなければならない旨を追加

「情報取扱規則」の変更概要

- 現在の「JPNICデータベース登録情報の取扱いに関する規則」「JPNICデータベース登録情報の取扱いに関するポリシー」を統合
- 以下を追加・修正
 - 登録情報等の利用目的の特定とその例外に関する記述を追加
 - 登録情報(担当者情報)のJPRSとの共同利用に関する記述を追加
 - 第三者への開示を原則行わないよう、開示を行う要件を修正
 - 情報主体本人による開示請求、情報修正請求に関する規定を追加、修正
 - 登録情報の公開・開示の目的と対象に関する記述の追加、修正

「公開・開示対象情報一覧」の 変更概要

- 「情報取扱規則」に基づき収集した情報のうち、公開・開示する項目の一覧
- 以下を追加・修正
 - 一部項目の非公開化を反映
 - 提供先別に公開・非公開項目を再度整理
 - 新設される情報を追加
 - 各項目の説明を追加

・「情報の取り扱い等に関する ガイドライン」(仮称)

- IPアドレス割り当て管理業務のためにJPNICに提供する情報について、収集時における同意の取り方を例示
- 登録情報の更新について
- ユーザからWHOISによる情報公開停止の希望を受けた場合の対応方法

サービス・業務の変更

個人情報保護法対応に関する 変更事項一覧

1. WHOISデータベースの分離
2. 現行の指定事業者向けWHOISの廃止および代替新規機能の提供
3. WHOIS表示項目の一部変更
4. 情報名「個人情報」の変更
5. 「担当者情報」登録・更新者の制限
6. 「担当者情報」削除手続きの明確化
7. 「担当グループ情報」の新設
8. 「ネットワーク情報」「AS情報」の第三者による開示請求の制限

1. WHOISデータベースの分離(1)

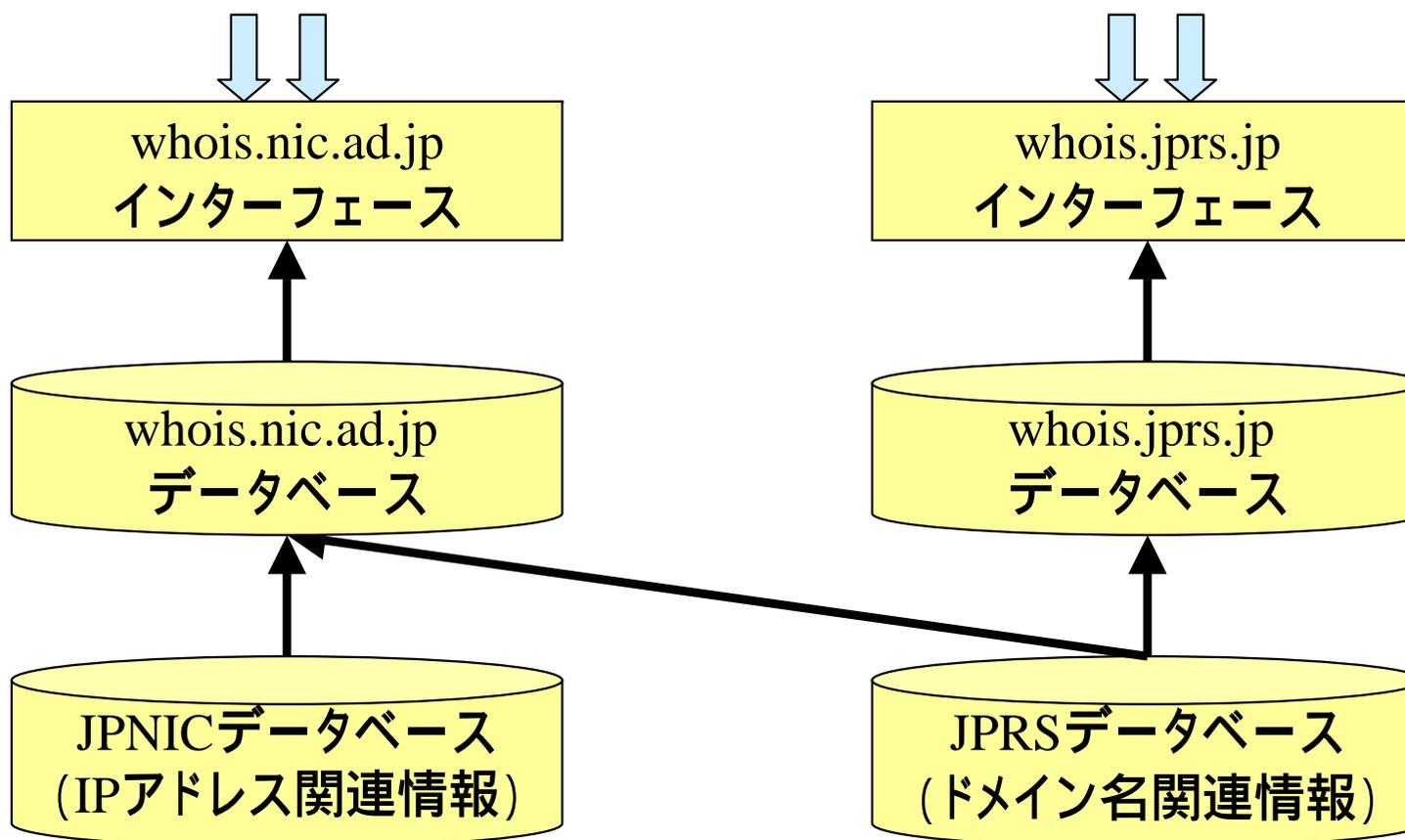
- これまで、whois.nic.ad.jp ではJPNICのIPアドレス割当関連情報とJPRSのドメイン名登録関連情報の両方を検索可能
 - この他にJPRSはドメイン名登録登録関連情報専用のWHOISとしてwhois.jprs.jpを運用
- whois.nic.ad.jp でのドメイン名登録情報の共有は、
 - これまでの経緯により実施
 - 法的関係を複雑化させる

1. WHOISデータベースの分離(2)

- 今後、JPNICのIPアドレス割当関連情報とJPRSのドメイン名登録関連情報のWHOISを分離する
 - JPNICのWHOIS (whois.nic.ad.jp) ではIPアドレス割当関連情報を提供
 - JPRSのWHOIS (whois.jprs.jp) ではドメイン名登録関連情報を提供
 - 担当者情報は当面は共有するため、どちらのWHOISでも提供する
- ただし、今後も別途両方の検索が可能なインターフェースを提供する
 - これまでのIPアドレス、JPドメイン名の両方を検索できるインターフェースは、日本国内では利便性が高いサービスとして提供されてきた経緯があるため

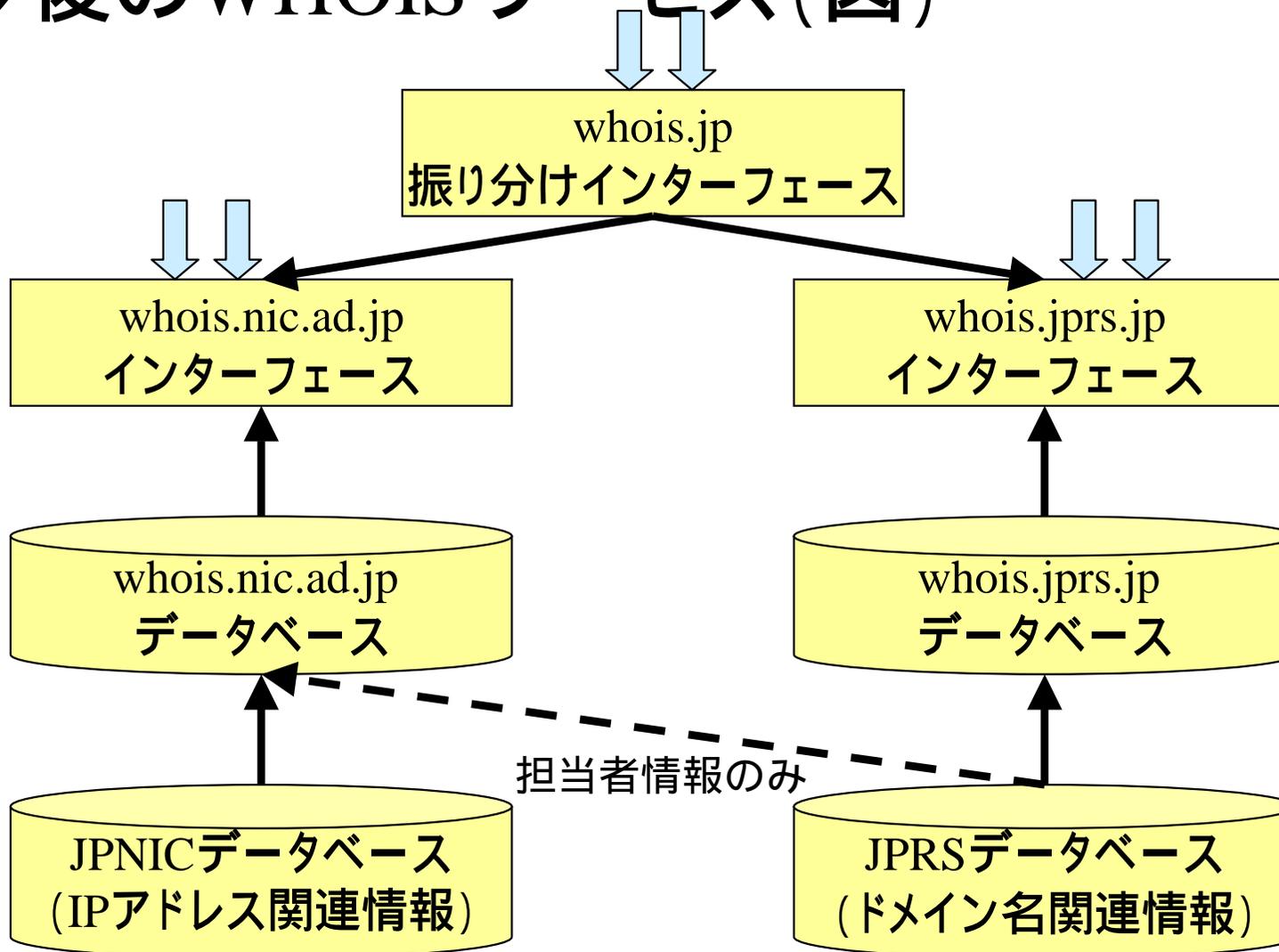
1. WHOISデータベースの分離(3)

- WHOISサービスの現状(図)



1. WHOISデータベースの分離(4)

- 今後のWHOISサービス(図)



2. 現行の指定事業者向けWHOISの 廃止および代替新規機能の提供(1)

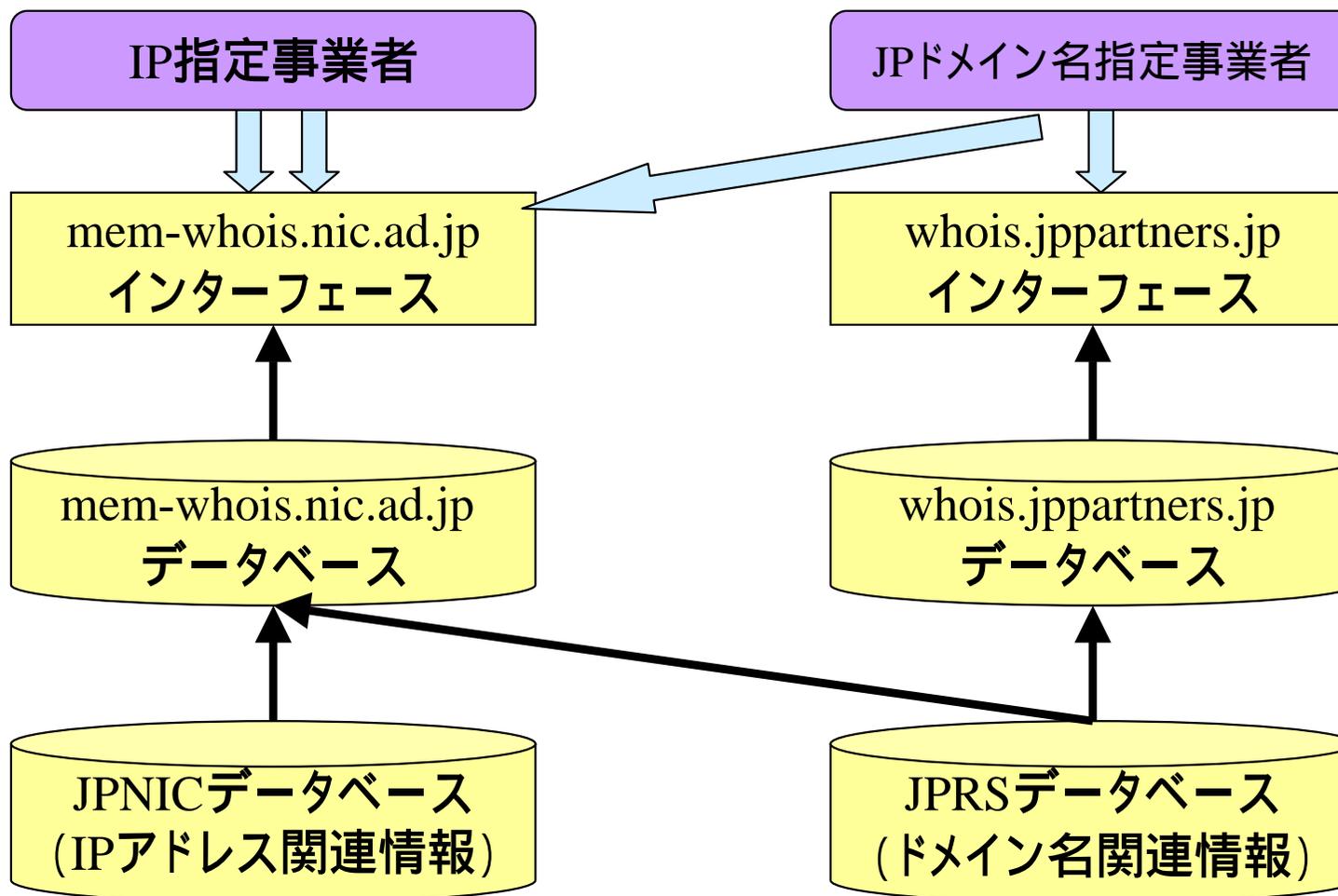
- これまで、mem-whois.nic.ad.jp ではJPNICのIPアドレス割当関連情報とJPRSのドメイン名登録関連情報の両方を検索可能
 - IP・ドメイン名指定事業者であれば、一般向けWHOISでの非公開部分も含めて検索可能
 - この他にJPRSはドメイン名登録登録関連情報専用のWHOISとしてwhois.jppartners.jpを運用
- 現状では、mem-whois.nic.ad.jp は、
 - 一般向けWHOISでの非公開項目まで含めた全指定事業者での情報共有は、法的、ビジネス的に問題がある

2. 現行の指定事業者向けWHOISの 廃止および代替新規機能の提供(2)

- 従来のmem-whois.nic.ad.jpは廃止します
- 代替機能として、各指定事業者管理下の情報についてWHOIS非公開項目も含め表示する以下の機能を提供します
 - コマンドラインでの検索はWeb申請システムから検索元のIPアドレスを指定し、指定したIPアドレスから検索
 - Webでの登録情報検索画面(次期レジストリシステムの一部として)
- ドメイン名指定事業者としての情報参照はwhois.jppartners.jpにて継続

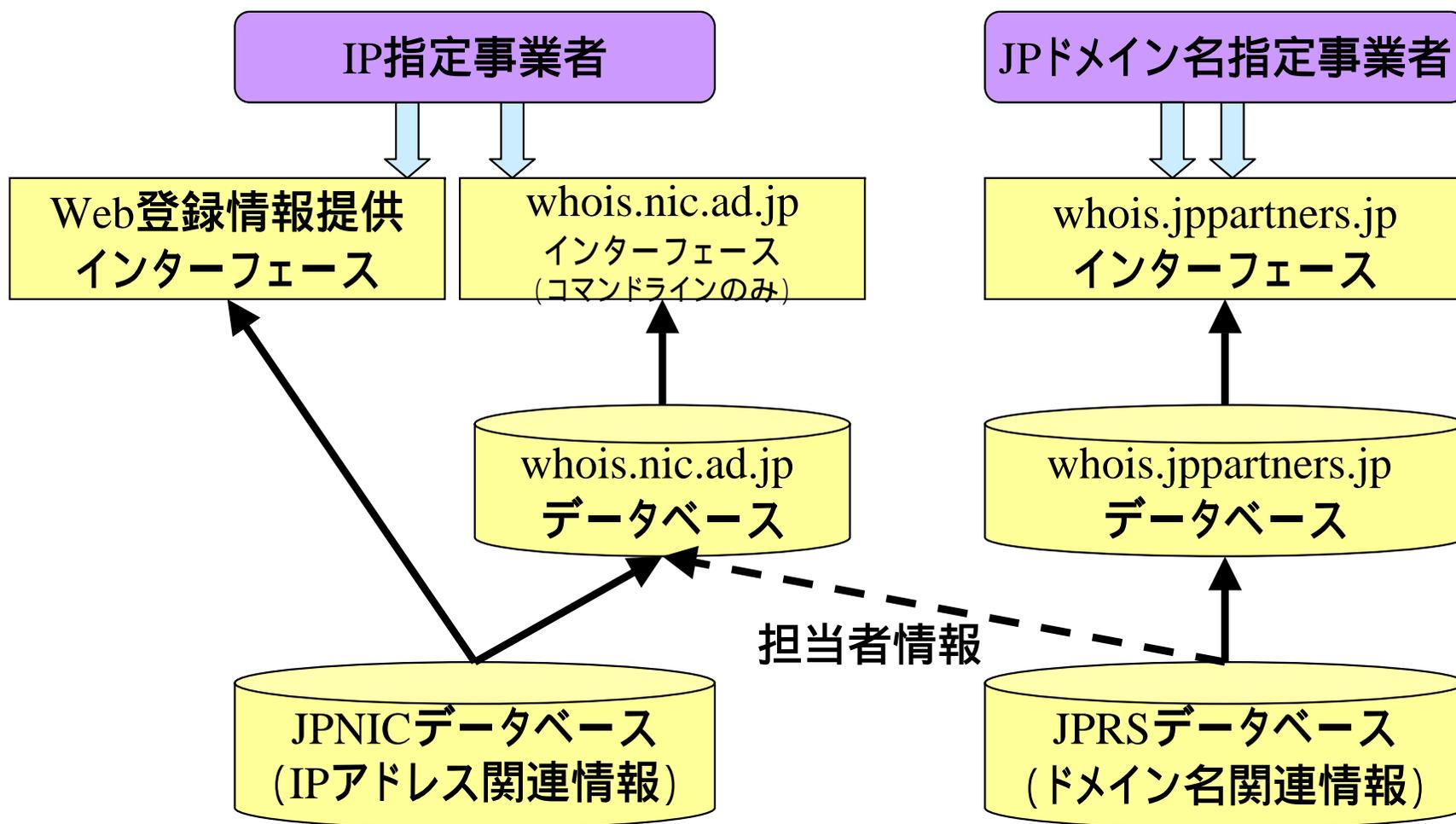
2. 現行の指定事業者向けWHOISの 廃止および代替新規機能の提供(3)

- 指定事業者向け登録情報提供の現状



2. 現行の指定事業者向けWHOISの 廃止および代替新規機能の提供(4)

- 指定事業者向け登録情報提供の今後



3. WHOIS表示項目の一部変更(1)

- 「ネットワーク情報」「AS情報」の[通知アドレス]と[最終更新]電子メールアドレスのWHOIS非表示化
 - WHOISでの公開がspamを招いている
 - [通知アドレス]は情報更新時にJPNICから通知をするための項目であり、WHOIS公開不要
 - [最終更新]の電子メールアドレスは、認証の強化に伴い、各情報の更新を一者に制限できるようになったことから、公開は不要となった
 - 従来、誰が当該情報を更新したか確認するために使用
- 「担当者情報」は現時点では両項目とも公開
 - 今後、JPRSとの共有の解消、情報管理体系の整理等に合わせて非公開化を進める
- 「担当グループ情報」は、[通知アドレス]は非公開、[最終更新]の電子メールアドレスは公開
 - [通知アドレス]はその目的からWHOIS公開不要
 - 当該情報の更新者確認手段として[最終更新]の電子メールアドレスは公開

3. WHOIS表示項目の一部変更(2)

- [通知アドレス] と [最終更新] 電子メールアドレスのWHOIS非表示化の例

現在

Network Information: [ネットワーク情報]
 [IPネットワークアドレス] 192.0.2.0/23
 [ネットワーク名] ABC-DUP-NET
 ~ 中略 ~
 [通知アドレス] jiro@nic.ad.jp
 [最終更新] 2004.01.01 01:23:45 (JST)
 sample@nic.ad.jp

変更後

Network Information: [ネットワーク情報]
 [IPネットワークアドレス] 192.0.2.0/23
 [ネットワーク名] ABC-DUP-NET
 ~ 中略 ~
 [最終更新] 2004.01.01 01:23:45 (JST)

4. 情報名「個人情報」の変更

- 担当者の情報は、これまで
 「Personal Information:[個人情報]」と表示
 - 「担当者情報」と読み替えて使用
 - 法律で定める「個人情報」と同一視される恐れがある
 - 実態としては「担当者の情報」として使用されているものなので、名称を実態に合わせる
- 「Contact Information:[担当者情報]」に変更
 - 申請書式の表記が変わります
 - WHOISの表記が変わります (JPNIC、JPRSともに)

5. 担当者情報登録・更新者の制限

- これまでは特に制限を設けず
 - 他の情報の担当者として使用する情報であり、[担当者情報]単体で登録・更新が行える必要はない
- 他のいずれかの情報の更新権限を持つ人のみに制限
- 指定事業者とPIアドレス、AS番号割り当て先組織
 - ID/パスワードによる認証
 - 担当グループ情報の更新有資格者も同様

6. 担当者情報削除手続きの明確化(1)

- これまでは、他の情報の担当者として一定期間使用されていないものをJPNIC・JPRSが自動的に削除
 - その他に、個別に指定事業者・担当者本人から依頼が合った場合には個別に対応していたが、手続きとして明確化していなかった
 - 担当者として使用されなくなった情報は、本人からの要求があれば削除すべき

6. 担当者情報削除手続きの明確化(2)

- 担当者情報の削除依頼を手続きとして定める
 - 削除依頼可能な方
 - 指定事業者または担当者本人
 - 削除依頼を受け付ける要件
 - 指定事業者または担当者本人からの手続きであることが確認できること
 - 対象となる担当者情報が他の情報の担当者として使用されていないこと
 - 手続きの詳細
 - 別途ご案内します

7. 「担当グループ情報」の新設(1)

- 他の情報の担当者として使用する情報
 - これまでは個人を登録する「担当者情報」のみ
- 社内の部署等を登録できる、「担当グループ情報」を新設
- JPNICの「ネットワーク情報」「AS情報」の担当者としてのみ使用可能
 - JPRSの[ドメイン情報][ホスト情報]の担当者としては使用できません

7. 「担当グループ情報」の新設(2)

- 担当グループ情報例
 - 印はWHOIS非公開項目、 印は技術連絡担当者であれば公開、そうでなければ非公開

Group Contact Information: [担当グループ情報]

[グループハンドル]	JP12345678
[グループ名]	インフラ管理グループ
[Group Name]	Infrastructure Administration Group
[電子メール]	abcde@nic.ad.jp
[組織名]	学術ネット協議会
[Organization]	Science Council Network Conference
[郵便番号]	101-0047
[住所]	東京都千代田区神田2-3-4
[Address]	2-3-4, Uchikanda, Chiyoda-ku, Tokyo
[部署]	
[Division]	
[電話番号]	03-1234-1111
[FAX番号]	03-1234-2222
[通知アドレス]	abcde@nic.ad.jp
[最終更新]	2004.01.01 01:23:45 (JST)
	abcde@nic.ad.jp

8. 「ネットワーク情報」「AS情報」の 第三者による開示請求の制限

- 「ネットワーク情報」「AS情報」は、所定の手続きを行うことにより第三者からの開示請求を可能と
していた
 - 第三者への開示請求は法律上の要請ではない
 - 開示が必要となるケースを整理し、必要な場合に限って開示することに変更

「JPNICのIPアドレス割り当て管理業務における情報の取り扱い等に関する規則」
第11条(開示対象情報の開示)より

- (1) 法令の規定に基づく請求の場合
- (2) 情報主体本人の明確な書面による同意があった場合
- (3) 当センターが従うべき法的義務の履行のために必要な場合
- (4) 人の生命、健康、財産等の重大な利益を保護するために必要な場合
- (5) 情報主体の登録情報を管理するIP指定事業者からの請求の場合

スケジュール

- 1月24日 指定事業者連絡会
改訂版ドキュメント(案)公開
- 2月1日 改訂版ドキュメント公開
- 3月下旬 サービス・業務変更の実施
- 4月1日 法律の全面施行
改訂版ドキュメントの施行



ご意見・お問い合わせ : ip-service@nir.nic.ad.jp